

中華人民共和国向け輸出さけ類の漁獲証明書の取扱要綱

1 目的

この要綱は、中華人民共和国（本要綱において「中国」という。）向け輸出さけ類について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 3 条に基づく漁獲証明書の発行等に関する手続を定めるものである。

2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) さけ類：我が国の漁船により採捕され、中国に輸出されるさけ類（HSコード、03213000、030214000、030219000、030311000、030312000、030313000、030319000、030541000）をいう（養殖されたものを除く。）。
- (2) 輸出者：中国向けさけ類を輸出しようとする者
- (3) 証明書：中国向けさけ類のための漁獲証明書
- (4) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課
- (5) 証明書発行機関：証明書を発行する機関として中国に登録された加工流通課又は都道府県水産部局
- (6) 手続規程：農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）

3 証明書の発行対象

証明書の発行対象となる水産食品は、さけ類とする。ただし、我が国以外で採捕されたさけ類を中国へ再輸出する場合を除く。

4 証明書の発行

(1) 申請

輸出者は、中国向けさけ類の輸出ごとに、次のア及びイの書類を添付して、誓約事項を了承の上、一元的な輸出証明書発給システム（以下「一元的システム」という。）により申請を行い、同システムにより証明書の発行手数料を電子納付するものとする。なお、輸出者から委任を受けた者が代理申請を行う場合は、手続規程の別紙ZZ-01の 3 に規定する様式 2 の委任状を農林水産省輸出・国際局輸出支援課長宛てに書面又は電子メールで提出し、委託元の事業者との紐づけの登録を行うこと。

ただし、同システムによる発行が行えない等の不測の事態が生じ、書面又は電子メールによる申請を行う場合にあっては、手続規程第 1 の 1 の (2) に基づき別紙様式 1 に収入印紙を貼付したもの及び別紙様式 2 に以下のアからウまでの書類を添付し、証明書発行機関に提出するものとする。なお、輸出者から委任を受けた者が代理申請を行う場合は、一元的な輸出証明書発給システムで紐づけ登録が完了している者にあっては農林水産省輸出・国際局輸出支援課長

宛てに提出した委任状の写しを、一元的システムで紐づけ登録をしていない者にあつては別紙様式3を、それぞれ加工流通課宛てに書面又は電子メールで提出すること。

郵送による証明書の原本の受取を希望する場合には、受取人の名前、住所等必要事項を記入済みの追跡可能な返信用封筒等を事前に証明書発行機関まで送付すること。

ア 輸出の対象となるさけ類の起源が確認できる書類（漁獲をした漁船の船長又は船主による報告書（漁法、漁獲海域、漁船名、漁船登録番号並びに船長又は船主の名称が記載されている書類）及び操業の実態が確認できる書類（必要に応じ、漁業の免許又は許可の写し等を添付することとする。））。

イ 別紙様式2の記載事項について確認できる書類（生産者から輸出者までの所有権の移転に係る全ての売買に関する書類の写しを添付することとする。）

ウ 代理申請委任状（輸出者から委任を受けた者が代理申請を行う場合に限る。）

（2）申請の期限

冷凍品については証明書の交付を希望する日の5開庁日前までに、生鮮品については原則前日までに、それぞれ申請すること。

（3）証明書の発行要件

申請を受理した証明書発行機関は、遅滞なく、以下の要件全てに適合することを審査し、適合する場合において証明書を発行する。なお、申請内容の確認等に当たり、輸出者に対し、必要と判断される追加資料の提出を求めることができる。また、必要に応じ、貨物の状態を確認することができる。

ア 申請書の記載事項の漏れや誤り、申請に必要な書類の不備等がないこと。

イ 当該さけ類が漁業法（昭和24年法律第267号）等に基づき適法に漁業を営んでいる者によって採捕されたこと。

（4）証明書の発行取消し

予定していた輸出が中止になる等により証明書が不要となった場合には、輸出者は、一元的な輸出証明書発給システムにより当該申請の取消しの申請をすること。

ただし、一元的な輸出証明書発給システム以外の方法で申請した場合においては、別紙様式4により、取消願を当該証明書の証明書発行機関に速やかに提出すること。

（5）証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のいずれかの場合に該当するときは、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。ただし、証明書発行機関が都道府県の場合は、加工流通課と協議すること。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いがある場合

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者又は当該証明書の申請に係る中国向け輸出サケ類の取引に関与した者からの申請であつて、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断される場合

ウ その他相当の理由があると認められる場合

（6）証明書発行実績の報告

加工流通課は、証明書発行機関である都道府県に対し、証明書発行件数等について報告を求めることができる。

5 受付時間等

- (1) 加工流通課に書面により申請するときは、以下の住所の窓口において行うものとし、その受付日及び時間は、毎週月曜日から金曜日までの10時から12時までとする。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日）を除くものとする。

〒100-8907 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室

TEL 03-3501-1961

電子メールにより申請するときは、以下のメールアドレスに提出するものとする。

E-mail:export-certificate@maff.go.jp

- (2) 郵送による証明書の原本の受取を希望する場合には、切手を貼付し、受取人の名前、住所等必要事項を記入済みの追跡可能な返信用封筒等を事前に証明書発行機関まで送付すること。
- (3) その他の証明書発行機関の受付時間や証明書発行に係る申請の方法については、水産庁及び当該証明書発行機関のホームページにおいて掲載する方法によるものとする。

(参考)

HSコード	品目名	状態
030213000	太平洋さけ	生鮮冷蔵
030214000	太平洋さけ・ドナウさけ	生鮮冷蔵
030219000	その他さけ科のもの	生鮮冷蔵
030311000	べにざけ	冷凍
030312000	その他の太平洋さけ	冷凍
030313000	大西洋さけ	冷凍
030319000	その他さけ科のもの	冷凍
030541000	太平洋さけ・大西洋さけ・ドナウさけ	薫製

附 則（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 水漁第1925号）
この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。